

「食料・農業・農村基本法」の四半世紀ぶりの改正を踏まえ、県内の幅広い関係者の皆様と意見交換を行いました！

我が国の農業政策の基本理念や政策の方向性を示す食料・農業・農村基本法は、平成11年に制定され、約20年が経過しました。その間、国内市場の縮小や生産者の減少・高齢化など、農業構造が大きく変化し、さらには昨今では、ウクライナ情勢や輸入食料・資材の価格高騰など、食料安全保障上のリスクも高まっていきます。このような状況を踏まえ、農林水産省では、令和4年9月以降、現行基本法の検証・見直しに向けた検討に着手し、第213回通常国会において食料・農業・農村基本法改正法及び関連3法（食料供給困難事態対策法・農振法等改正法・スマート農業技術活用促進法）が成立しました。改正基本法では、生産・加工・流通、小売、消費の各段階の関係者が連携する食料システムという概念を新たに規定し、合理的な価格の形成や環境負荷低減など、持続可能性を高める取組を進めるため、関係者が一体



地方説明会の会場の様子



質疑応答の様子

【参考資料】

【参考者の方々からのご意見】

- ・環境負荷低減の取組の「見える化」について、ゴーヤやマンゴーなどの沖縄特有の農産物も対象品目に含めて欲しい。

本地方説明会では、農林水産省からの各法律の説明を受けて、参加者の皆様から離島ならではの事情を踏まえた今後の農業の在り方など、現場の貴重な声を伺いました。

となつて取り組んでいくことを強く打ち出したところです。これらについて、生産・加工・流通・販売に関する皆様や消費者の皆様など幅広い関係者の皆様にご理解いただくとともに、今般成立した各法律等に基づく今後の具体的な施策を検討するにあたり、7月～8月に全国11か所で地方説明会を開催し、沖縄ブロックでは8月8日に那覇市において、対面及びオンラインのハイブリッドで開催いたしました。

・沖縄県内におけるスマート農業の導入拡大に向けて、沖縄総合事務局や県には協力をお願いしたい。
・農産物・食品の合理的な価格の形成に向けて、沖縄県は離島であるためモノを売るにも不利になりやすいことから一定の配慮をいただきたい。など



農林水産省担当者からの各法律の説明

今後は、沖縄ブロックを含めた全国の地方説明会で出た意見等を踏まえ、令和6年度中に改正基本法に基づく食料・農業・農村基本計画を策定し、施策の具体化を着実に進め、食料安全保障の強化等に向けて農業の構造転換を図るための施策を集中的に実施していく予定です。

お問合せ先

農林水産部 農政課
☎ 098-866-11627